

秋田市市民農園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第50号

秋田市市民農園条例等の一部を改正する条例

(秋田市市民農園条例の一部改正)

第1条 秋田市市民農園条例(平成16年秋田市条例第108号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「105円」および「115円」を「130円」に改める。

(秋田市雄和体験学習交流施設条例の一部改正)

第2条 秋田市雄和体験学習交流施設条例(平成16年秋田市条例第109号)の一部を次のように改正する。

別表中「310円」を「200円」に、「370円」を「240円」に、「210円」を「100円」に、「250円」を「120円」に改める。

(秋田市中高年齢労働者福祉センター条例の一部改正)

第3条 秋田市中高年齢労働者福祉センター条例(昭和58年秋田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,079円」を「1,618円」に、「1,184円」を「1,776円」に、「534円」を「801円」に、「639円」を「958円」に、「754円」を「1,131円」に、「210円」を「315円」に、「2,100円」を「3,150円」に、「550円」を「825円」に、「5,500円」を「8,250円」に改める。

(秋田市勤労者体育センター条例の一部改正)

第4条 秋田市勤労者体育センター条例(昭和62年秋田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,571円」を「2,356円」に、「786円」を「1,178円」に、「105円」を「157円」に改める。

(秋田市勤労者総合福祉センター条例の一部改正)

第5条 秋田市勤労者総合福祉センター条例（平成16年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表多目的ホールの項中「27,500円」を「22,874円」に改め、同表第1リハーサル室の項中「2,200円」を「2,591円」に改め、同表第2リハーサル室の項中「2,200円」を「3,300円」に改め、同表第1会議室の項中「6,600円」を「9,900円」に改め、同表第2会議室の項中「6,600円」を「3,638円」に改め、同表第3会議室の項中「6,600円」を「5,732円」に改め、同項の次に次のように加える。

第4会議室	6,228円	6,228円	6,228円
-------	--------	--------	--------

別表の1の表和室文化教室の項中「4,400円」を「2,425円」に改め、同表茶室の項中「4,400円」を「2,200円」に改め、同表和室サークル室第1の項および和室サークル室第2の項中「2,200円」を「1,323円」に改め、同表サークル室の項中「2,200円」を「2,866円」に改め、同表視聴覚室の項中「6,600円」を「5,181円」に改め、同表調理実習室の項中「6,600円」を「5,898円」に改める。

別表の2の表中「8,800円」を「13,200円」に、「4,400円」を「6,600円」に、「2,200円」を「3,300円」に、「660円」を「990円」に改める。

(秋田市リフレッシュガーデン条例の一部改正)

第6条 秋田市リフレッシュガーデン条例（平成20年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,630円」を「2,445円」に、「2,640円」を「3,455円」に、「20,370円」を「29,340円」に、「50,920円」を「73,350円」に改める。

(秋田市農山村地域活性化センター条例の一部改正)

第7条 秋田市農山村地域活性化センター条例（平成30年秋田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中「138円」を「207円」に、「163円」を「244円」に、「205円」を「307円」に、「162円」を「243円」に、「405円」を「607円」

に改め、同表の備考の1中「82円」を「123円」に、「92円」を「138円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の秋田市市民農園条例および第2条の規定による改正後の秋田市雄和体験学習交流施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。
- 3 第3条から第5条までおよび第7条の規定による改正後の秋田市中高年齢労働者福祉センター条例、秋田市勤労者体育センター条例、秋田市勤労者総合福祉センター条例および秋田市農山村地域活性化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。
- 4 第6条の規定による改正後の秋田市リフレッシュガーデン条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料（秋田市リフレッシュガーデン条例の一部を改正する条例（令和5年秋田市条例第36号）による改正前の秋田市リフレッシュガーデン条例第4条の規定による使用料をいう。以下この項において同じ。）および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。